

中華民國北京政府期の

清室優待條件下における北京旗人社會の一側面

——護軍都護副使、古物陳列所所長・治格の經歷をてがかりに——

阿 部 由 美 子

一 はじめに

(1) 先行研究

(2) 「旗人」と「滿族」の関係、使用資料について

二 清朝時代の治格

三 旗人社會の代表としての治格

四 民國と清室のあいだ —— 北京政府の清室關聯業務

(1) 袁世凱と清室

(2) 清室關聯業務その一、前鋒護軍の改革と護軍警察隊の創設

(3) 清室關聯業務その二、古物陳列所の設立

五 張勳復辟事件、安直戦争と治格の失脚、北京政變

六 おわりに

一 はじめに

本論文は、旗人官僚治格（一八六八～？）の經歷を通じて、中華民國北京政府期の政府と清室の關係及び北京旗人社會の様相を明らかにすることを目的としている。治格は北京政府が清室の文物を公開するために一九一四年に設立した古物陳列所の初代所長として知られるが、詳しい經歷はほとんど知られていない。治格を扱う理由は二つある。一つは彼が民國期に擔った清室關聯業務を通じて清室優待條件下の紫禁城という特殊な空間を俯瞰することで、北京政府期の政府と清室の關係や北京旗人社會が鮮明に見えてくるからである。もう一つは民國期旗人官僚を取り上げること、従来の固定化された旗人イメージを變えられるからである。清末の旗人あるいは滿族は、革命史觀の影響で腐敗墮落のイメージを付與され従来は否定的に語られ、さらに民國期には存在感も希薄になるが、その背景には旗人社會の格差擴大により、王公貴族等の富裕層と、生計問題に苦しむ多數の下層旗人に二極化したことがある。實際には清末に近代教育を受け、民國期の政界で活躍する政治家・官僚や社會で活動する知識人等の旗人エリートも多數いるが、民國期には漢人風姓名への變更が流行し漢人と識別困難になったこともありほとんど注目されていない。治格は清末に京師同文館に學びドイツ留學の経験もある旗人エリートで、光緒新政期到北京の都市行政を擔い、民國期には清室の警備を擔う護軍管理處の都護副使、清室の文物を公開する古物陳列所所長となり、他にも蒙藏院副總裁、臨時參政院參政等に就任し政界で積極的に活動している。彼の經歷をたどることで、民國期旗人の固定化したイメージが變わることだろう。

（一）先行研究

治格の先行研究には、博物館研究の一環として古物陳列所所長としての治格を扱ったものと、清末光緒新政期の治格に關するものがあるが、いずれも名前だけか簡単な紹介のみである。⁽¹⁾⁽²⁾最も知られているのが古物陳列所所長という經歷だが、

そもそも従來の研究では、一九二四年一月の清室紫禁城退去の翌年の一九二五年一〇月に開場した故宮博物院が中心で、一九一四年一〇月に開場した古物陳列所はほとんど注目されていなかった。だがそれは近年變化し、古物陳列所は中國初の本格的な國立博物館として注目されるようになった。段勇、吳十洲は古物陳列所の設立經緯、人員構成等を明らかにし、王謙、李揚・郭嫻嫻は古物陳列所の北京都市史における位置附けや社會の反應を、杭春曉、徐婉玲、王小青は古物陳列所の繪畫公開による中國美術への影響や日中戰爭期の古物陳列所國畫研究館について論じている。⁽³⁾また、季劍青、吉開將人は古物陳列所と清室優待條件との關係に焦點を當てた分析を行い、大出尙子は瀋陽故宮からみた古物陳列所への文物運送について論じている。⁽⁴⁾古物陳列所の專論以外でも、張碧惠、家永眞幸は中國の文化財政政策、國寶概念をめぐる政治史の文脈で古物陳列所について言及している。⁽⁵⁾筆者は古物陳列所と清室優待條件の關係に着目した研究に啓發を受けるところが大きい、その上で先行研究が論じていない古物陳列所の側面、旗人社會の延長上にある古物陳列所について明らかにしたい。

(2) 「旗人」と「滿族」の關係、使用資料について

清代の軍事民政一體の組織である八旗に所屬した旗人は、滿洲人、モンゴル人、漢人のほか、ツングース諸族、朝鮮人、チベット人、ムスリム、ロシア人等様々なエスニックグループ出身者で構成されていた。時代が下ると八旗内部の通婚により同化が進み、獨特の旗人文化や旗人意識を獲得するようになり、現代の滿族には蒙古旗人、漢軍旗人の子孫が含まれている。北京政府期の北京では清室優待條件によって八旗が存續していたため、「旗人」が依然として使用されていたほか、清末に西歐由來の民族思想が傳來したことにより「滿族」も普及するようになり、ほかに八旗内部の結束を意識した「旗族」など様々な語が使用されていた。本論文では主に旗人を使用し必要に応じて滿族、旗族等を使用する。

資料には主に北京政府の『政府公報』と當時の新聞を使用する。當時の北京の新聞、なかでも庶民を讀者層とする白話

報には清室、八旗に關する報道が多い。『京話日報』、『正宗愛國報』、『群強報』、『愛國白話報』等の白話報は旗人が主筆や編輯者として參與し、また旗人自身も讀者として投稿文を掲載しており、旗人社會の動向を知るうえで貴重な情報を提供してくれる。また日本人が北京で發行していた漢語新聞『順天時報』も清室や八旗に關する報道が比較的に多い新聞である。これらの資料を使用して當時の北京の旗人社會の様相を描く。⁽⁶⁾

二 清朝時代の治格

治格は一八六八年生まれ、字は鶴卿（鶴清、鶴青）、正白旗蒙古旗人である。父は文學人、國子監助教だった。治格は京師同文館に入學し、一八九六年に選拔されてドイツに留學し、歸國後一八九八年に總理衙門の翻譯官として採用された。⁽⁷⁾一九〇一年に醇親王載灃が義和團事件のドイツ公使殺害への謝罪使としてドイツに派遣されると、翻譯官として隨行し、歸國後に路工局總辦となった。⁽¹⁰⁾路工局は、當時北京で整備されつつあった警察機構の巡警部に屬し、北京の道路整備を擔當した部局である。北京では義和團事件後に日本式の近代警察制度が導入され、川島浪速を總監督とする京師警務學堂が警察官養成の役割を擔い、また多くの旗人留學生が日本に派遣されている。⁽¹²⁾北京の警察には、旗人を警察官に採用して八旗生計問題の對應策とするという一面があった。路工局總辦時代の治格は積極的に北京の道路整備にあたり、それを當時の人々が期待の目で見ていたことは『京話日報』の次の報道から窺える。

路工局總辦治鶴卿君と幫辦丁厚齋君はこのほど巡警部に上書した。「北京の道路行政に効果があがらないのは、道路行政を改善するためにまず溝渠を開通させなくてはならないからである。北京の溝渠は大臣の管理下にあるが、明朝から今に至るまで長年閉塞している。溝渠の黒土は普通の土ではなく、堆積した煤灰や糞土で、各胡同では道よりも高くなっている。道路には明渠があっても各胡同の水を吸収することができず、暗渠もまた開通していない。一たび大雨が降れば、大通りは河のようになり、道路も必ず傷つく。道路を修理しても溝を開通させなくては、決して長く

もたないだろう」。二人の上書は非常に道理にかなっている。溝を開通させるには費用が多くかかるが、一度苦勞すれば末永く利益を受けることができる。巡警部はこの費用を惜しまないでほしい。¹³⁾

一九一一年一〇月の武昌蜂起以降、北京では人心が動搖し、治安維持が喫緊の課題となった。一九一二年二月一二日の皇帝退位の前日の一日、治格は外城巡警總廳廳丞に任命された。治格に期待されたのは、治安維持とともに警察内部に多い旗人警察官たちに皇帝退位を受け入れさせることであったと考えられる。同月、主だった旗人官員が聯名で袁世凱への支持を表明した文章が『臨時公報』に掲載されたが、そこで治格は「治格率警官等」となっている。¹⁴⁾ 治格の北京警察の代表としての地位と共に、重大局面で警察の要職をまかせられる治格の能力と袁世凱からの信頼の程が窺える。治格は二月二三日には早々に辮髪を剪っている。皇帝退位直後の世情の落ち着かない局面で、治格は北京の治安維持に手腕を發揮した。一九一二年五月の『正宗愛國報』は、「革命起義後、北京の人心は恐慌をきたしたが、趙秉鈞内務部總長が着任してから人々はようやく安定し、近頃は街中も平穩になった。外城は治鶴卿廳丞が治安維持にあたり精力的に活動したため庶民の暮らしは徐々に復舊していった」と評している。¹⁵⁾ 一九一三年一月治格は外城巡警總廳廳丞から京師警察廳の勤務督察處長へ異動し、一九一三年九月まで京師警察廳に在職した。¹⁷⁾ 治格の能力は當時高く評價され、旗人官員で内務部總長になりうる者は治格と榮勳であると評されている。¹⁸⁾

三 旗人社會の代表としての治格

旗人社會のエリートとして、治格は八旗生計問題に取り組まなくてはならなかった。八旗生計問題は、清代に兵士として軍事に専念することを期待された旗人に對して、國家が俸給を支給する一方で農工商業などに従業することを禁じた政策に由來する。旗人の俸給（旗餉）は、清朝初期には一家を養うのに十分な水準で支給されていたが、人口増加、インフレ等により中期からすでに旗人の貧困が問題になりはじめ、清末には清朝の財政難による減額もあり、旗人の貧困が深刻

化していた。民國期には、清室優待條件によって、「まず八旗の生計をはかり、それがなるまでは俸餉は従来通り支給する」¹⁹⁾とされ、一九二〇年までは毎月旗餉が支給されたが、インフレや政府が旗餉として支給する紙幣の価値下落のために、清代よりもさらに状況は悪化していた。²⁰⁾

一九一二年、旗人有力者たちによって滿族同進會が設立され、政治的權利獲得（國會における議席確保）、生計問題解決、團結、教育啓蒙活動が綱領に掲げられた。²¹⁾ 滿族同進會は五族共和の一つを擔う滿族として旗人の結束を圖り、中華民國における旗人・滿族の生存を目的としており、滿洲・蒙古・漢軍を含む全ての旗人を對象としていた。治格も滿族同進會に参加し評議員を務めている。また、治格は警察の業務の他に一九一二年六月からは鑲紅旗蒙古都統を兼任しており、旗人を直接管理する立場でもあった。旗人は八旗によって管理されるという清代の制度は北京政府期も繼續しており、八旗都統は北京政府が滅亡する一九二八年まで政府によって任命され續けている。²²⁾ 八旗の都統、參領、佐領等の官員は武官と見なされ、參領、佐領などの任免は都統が陸軍部を通じて請求していた。旗兵や寡婦への旗餉は財政部から直接に八旗衙門に支給され、八旗衙門が毎月旗人たちに分配していた。だが民國期の旗人は、旗餉を受給していても最低限の生活しかできず、當時の新聞では旗人の餓死、自殺などの悲惨なニュースが絶えなかった。八旗官の俸給も遲滞が著しく、彼らの仕事はほぼ無給で屬下の旗人たちを管理し、旗餉を支給し、その生計の世話をするというものであった。都統には旗人有力者（主な者に宗室載濤、載潤等がいる）や駐京モンゴル王公（那彥圖、阿穆爾靈圭、貢桑諾爾布等）、漢人軍人（江朝宗、王廷楨等）が任命され、彼らは生計問題の解決や旗餉の支給を政府へ度々請願している。治格は一九一二年から一九二八年まで一貫して鑲紅旗蒙古都統であり、また一九一四年、一九一六年、一九一七年、一九一九年、一九二三年、一九二五年、一九二七年には八旗事務の聯絡等を行う值年旗事務に任じられている。²³⁾

袁世凱は清朝皇帝退位直後から八旗生計問題の解決を公約の一つに掲げていたが、これを實行するために、一九一二年七月滿族同進會の求めに應じて内務部のもとに籌辦八旗生計處を設置し、寶熙、三多、治格、陸建章、蔡金臺、祝瀛元を

八旗生計問題解決に當たせられた。⁽²⁵⁾一九一三年初め、治格は籌辦八旗生計處として生計大綱を作成している。⁽²⁶⁾籌辦八旗生計處が作成した計劃は移住開墾が主要な内容であったが、⁽²⁷⁾計劃は立てたものの、財源不足によって實行できず生計問題の根本的な解決には至らなかった。

四 民國と清室のあいだ —— 北京政府の清室關聯業務

(1) 袁世凱と清室

袁世凱は清室優待條件の規定をできる限り實行しようとし、また自身の政治的な節目に悉く清室を利用した。優待條件を實行することによって、袁世凱は滿蒙回藏の保護者、五族共和の體現者としての姿を演出することができた。優待條件の實行には、清室と密接な關係を有する滿洲王公や駐京モンゴル王公が特に敏感だったが、彼らは優待條件が實行される限り袁世凱の支持者であり、五族共和と結び附けて優待條件の實行を求めた。袁世凱にとって、紫禁城は非常に重要な意味を持つ空間だった。一九一三年二月に隆裕皇太后が死去すると、袁世凱は三月に太和門で大規模な國民哀悼會を開催し、そこでは隆裕は「女の中の堯舜」と稱賛され辛亥革命の禪讓としての性格が強調された。⁽²⁸⁾七月の第二革命以降、國民黨系議員が姿を消すとこの傾向は一層強まり、一九一三年一〇月一〇日の國慶日に先農壇で行われた共和紀念會からは、前年と一變して革命色が一掃され、辛亥革命時の清朝側人物の展示に切り替わっていたという。⁽²⁹⁾その一方で、袁世凱は一九一三年一〇月一〇日を正式大總統就任の日として就任式典を紫禁城の太和殿で行い、この日を革命記念日から清朝の繼承者袁世凱の正式大總統就任を記念する日に變えた。⁽³⁰⁾就任式典では清室代表の貝子溥倫が「大清皇帝から中華民國正式大總統」に對する祝詞を讀み上げている。⁽³¹⁾大總統就任式典を太和殿で行ったことからわかるように、紫禁城は袁世凱にとって清朝皇帝の權力の繼承者としての自己の正統性をアピールする場であった。この重要な正式大總統就任式典を籌辦主任

として取り仕切ったのが治格である。⁽³²⁾ 正式大總統就任に合わせて勳章授與者が發表され、治格は二等嘉禾章を授與された。清室からは溥倫が一等嘉禾章、清室内務府大臣世續が勳一位、内務府大臣の紹英と景豐が二等嘉禾章を授與されている。⁽³³⁾ さらに袁世凱は舊約法に代わる新約法を一九一四年五月一日に公布し、第六五條で清室優待條件、清皇族待遇條件、滿蒙回藏各族待遇條件の効力は永遠に變更しないと⁽³⁴⁾した。一九一五年一〇月には洪憲帝制への準備のための國體投票を太和殿で行わせ、一二月には清室に袁世凱即位への贊同文を提出させ、溥倫を參政院院長に任命し、將來憲法が制定される際には優待條件を憲法に記載すると表明した。⁽³⁵⁾ 即位式のための大典籌備處は内務部總長朱啓鈴が處長で、治格は總務股役員であつた。⁽³⁶⁾

(2) 清室關聯業務その一、前鋒護軍の改革と護軍警察隊の創設

① 前鋒護軍の改革

袁世凱は清室優待條件を實行し、紫禁城警備體制を再編するため、治格に前鋒護軍營の改革を命じた。治格は一九一三年九月に京師警察廳を離れ、管理左右翼前鋒八旗護軍營事務に任命され、前鋒護軍十營の事務を管轄した。⁽³⁷⁾ それに先立つ一九一三年五月から治格は警察業務のかたわらで鑲紅旗護軍統領を兼署していたが、九月以降は警察業務から離れて前鋒護軍の業務に専念するとともに、管理左右翼前鋒八旗護軍營事務として、一〇人いる前鋒、護軍の統領たちのなかで主導的な地位に就き改革を進めることができた。⁽³⁸⁾

治格が再編を命じられた前鋒護軍は、清代の最重要地區である紫禁城と皇城の防衛を擔當した軍隊である。八旗各旗の滿洲、蒙古から選拔された精銳で編成される八つの護軍と、左右兩翼の前鋒とあわせて「左右兩翼前鋒八旗護軍十營」と稱された。前鋒護軍營の兵士は一般旗營の八旗驍騎營の馬甲よりも俸給が高く、八旗のエリート軍であつたが、⁽³⁹⁾ 清末には軍規の弛緩や汚職がたびたび問題になっていた。また、清末には近代化に對應した旗人中心の精銳軍として禁衛軍が組織

されており、前鋒護軍は訓練、装備でも遅れていた。前鋒護軍の定員は一萬五〇〇人以上だったが、光緒三十四年（一九〇八年）に一度整頓され、前鋒護軍の兵士を新班と陳班に分け、新班に若く體格の良い者を約三六〇〇人選抜し、それを約一二〇〇人の三つの班に分けて交代で警備させた。その他の老弱の兵丁一萬餘人の陳班は實際には警備せずに旗餉だけ支給され、新班に缺員が出ると陳班から選抜して補充していた。實際に警備に當たる兵士には手當や食費が支給され、溥儀の誕生日や三大節（新年、端午、中秋）には恩賞が支給される等、他の旗營の旗兵より待遇がよかった。また、前鋒護軍十營とは別に皇帝直屬の上三旗（鑲黃旗、正黃旗、正白旗）包衣によつて組織された内務府三旗護軍營もあつた。⁽⁴⁰⁾護軍の状況に對しては改革の計劃もあつたが、兵員削減、給與減額をとまなうため兵丁の反對にあい、實行されずにいた。一九一二年一二月には前鋒護軍十營が廢止されるという噂が流れ、十營の官弁兵士らが動搖して騒ぎになり、前鋒護軍統領らが袁世凱に對して、噂を否定し、兵士たちに手當と新しい軍裝を支給して人心を鎮めてほしいという嘆願書を提出している。⁽⁴¹⁾治格の着任前の前鋒護軍は將來への不安と動搖のなかにあり、治格の改革へも期待と不安が交錯していた。

前鋒護軍の改革は、治格が適任であつた。八旗と清室の内情を熟知し、かつ警察業務に精通し、清室と協調して進めることのできる人物であるからである。治格はかつて醇親王載灃の訪獨に翻譯官として同行しており、宣統帝の父として清室の責任者であつた醇親王とは關係が深い。また清室關聯業務は民國内務部が擔當機關であり、初期の内務部總長の趙秉鈞（任一九二二年三月～一九二三年七月）、朱啓鈴（任一九一三年九月～一九一六年四月）⁽⁴²⁾はいずれも清末に警察業務を擔つていて、警察出身の治格とは懇意であつたと思われる。特に朱啓鈴と治格は關係が深く、護軍再編と並行して進められた古物陳列所の設立は、朱啓鈴による推進と治格による實務處理によつて實現することになる。⁽⁴³⁾

治格は着任後、まず體格のよい兵丁一〇〇〇人（前鋒護軍から七〇〇人、内務府三旗護軍から三〇〇人）を選抜して三つの中隊に編成して新たに訓練し、⁽⁴⁴⁾その他に工程隊、差遣隊、備捕弁兵などを加えた合計一二〇〇人の護軍警察隊を組織した。訓練に當つては京師警察廳から操練に熟知した人員を招き、警察講堂を設立して警察の學課も教育した。⁽⁴⁵⁾また、參領、

護軍校などの軍官の數も大幅に削減し、各營の財産整理などを行つた。このような治格の改革に對しては、期待する者がいる一方で、不滿を抱く者もいた。改革に期待を寄せる護軍の榮禧は次のような文章を新聞に投稿している。

尊敬する我が同胞の八旗滿蒙左右翼と八旗護軍の官長弁兵に申し上げます。もし古いきりぎりすたりにとらわれて進歩しないならば、將來我々は跡形もなく消滅してしまふだろう。十營にとつて幸いなことに治統領鶴卿先生が現れて制度を變えて極力整頓し、利益をもたらし弊害を取り除き、新たに章程を制定し、身體壯健な者を選抜して訓練し能力によつて登用した。：同胞たちよ、教令を遵守し、紀律を守り、命令通りに任務を實行しよう。同胞たちよ、宗旨を胸に刻み、清皇室と大總統にそれぞれ忠義を盡くそう。同胞たちよ、公共心をもち、五族の人たちを兄弟と見なそう。

榮禧は治格の改革によつて積年の弊害を改めることを訴えた。清皇室と大總統にそれぞれ忠誠を盡くそうという表現から窺えるように、旗人たちの意識のなかでは民國の大總統に仕えることと清室に仕えることは矛盾なく兩立していた。傳統的な思想では、貳君に仕えることをよしとしないが、清室優待條件によつて大總統が清室を禮遇する限り、民國の國民として清室に仕えることは、清室と大總統の雙方への忠誠として兩立されていた。清の遺臣と言へば、民國に仕えることを嫌つて隱棲したり、復辟運動を行つた者も多いが、民國を拒絶できる者はある程度の經濟基盤を有する富裕層であり、下層旗人のように給料が滞ればたちまち生活が行き詰まる者には、隱棲するという選擇は不可能であつた。清室優待條件は「民國に仕える清朝遺臣」の心理的負擔を軽減し民國國民であることを受け入れさせるという一面があつた。

改革に期待を寄せる者がいる一方で、治格は人事、豫算配分等で舊來の方法を變えたため、他の前鋒護軍統領と衝突した。正紅旗護軍統領の占鳳は、袁世凱に治格の改革への不滿を訴え、治格が他の統領に相談もなく組織の改編を行い、清室が警備に當たる兵士に支給していた食費を十營統領の名義で借用して新たに作つた管理處の人員の月給にあてたため、食費を失つた三千數百人の官兵が公署に不滿を訴えに押しかけ騒ぎになつたと述べた。これに對して袁世凱は治格の改革を支持し、護軍の改編が完成した一九一五年二月に他の前鋒護軍統領たちを解任した。

② 民國法律體系における清室、護軍の位置付け

一九一三年五月の治格の護軍着任から一年九箇月を費やし、一九一五年二月に護軍の改編が完了した。これに先立つ一九一四年末に民國内務部と清室が協議し、優待條件の細則として「優待條件善後辦法」が一九一五年一月に作成された。その内容は、清室に中華民國の統治權を尊重させ、優待條件に規定する以外の現行の法令と抵觸する行爲の禁止、民國紀年を使用すること、清室による官民への諡號や榮典の授與の禁止などが含まれていた。

「優待條件善後辦法」は、政府と清室の法律關係を明確化し、清室に民國の法令を遵守させ、政府による清室への管理を強化する内容となっている。これは、清室が宣統年號を用い、内務府慎刑司が清室内部の人員に對して民國の法律によらずに處罰していることを問題視する世論への配慮であり、清室独自の判斷によつて裁く内務府慎刑司を廢止し、民國の法律體系に清室を位置附けた。清室に對する禁止や義務を定めると同時に、「優待條件善後辦法」は政府が清室に對して責任を負うべきことも明確にしている。第四條では「政府が清皇室に對して優待條件に照らして行う宗廟陵寢及び原有の私產保護等の一切の事務は、専ら内務部を主管の衙門とする」とあり、清室の私產保護の責任を民國政府が負い、その主管部門が内務部であることが確認された。また、第六條では清室の警備責任と清室内部の犯罪の取り扱いを次のように定めている。

新編の護軍に内廷警察の職務を專任し、管理護軍長官が完全に検査保衛の責任を負う。その章程については別に定める。慎刑司は廢止し、宮内で用いる各項の執事人役及び太監等が犯罪をした場合は、違警の範圍のものは護軍長官が警察法によつて處分する。刑律を犯した者は司法官廳に送つて處理する。

これにより、清室警備の責任と清室内の違警律の範圍の犯罪を處理する權限が護軍管理處の長官に與えられた。さらに内務部は陸軍部、司法部などの關聯部署と協議の上、「護軍執行清廷警察章程」、「改組護軍辦法」、「清室當差人役犯罪處罰章程」等の規則を制定し、護軍の法的位置付けを明確にした。⁵¹⁾ 護軍を管理する護軍管理處は内務部に隸屬し、司法總長の

委任という形で護軍管理處長官に清廷での警備、犯罪捜査、違令罰法及び違警律の範囲内での司法権が与えられた。「清室當差人役犯罪處罰章程」によって具體的に處罰できる内容が定められ、それぞれ八箇月以下の徒刑、二箇月以下の拘役或いは六十元以下の罰金、三十日以下の拘留或いは三十元以下の罰金等の刑罰を科すことができ、刑律によって裁かれるべき犯罪は司法院に送り處罰するとした。例えば、八箇月以下の徒刑に處する罪は、清室の君主に對して冒瀆反抗及びその他不敬の行爲をし情狀が比較的輕い者（情狀の重大な者は法院に送り處理する）、清室の宗廟陵寢に對して不敬の行爲をして情狀が比較的輕い者（情狀の重大な者は法院に送り處理する）、宮殿の塀壁窓柱及び一切の建築物を損傷した者、官物及びその他の禁制品を勝手に流用した者、デマを流して騒動を起こしまた輿論を困惑させる印刷物を散布した者としている。護軍管理處の長官には八箇月以下の徒刑を科す権限があり、また独自の拘役、拘留、留置施設を有していた。「護軍執行清廷警察章程」第十一條では、「護軍長官は單行の警察章程を發布することができ、その罰則は京師警察廳の限度に照らして行ふ」とされ、京師警察廳に準じて警察章程を獨自に發布する権限も有していた。さらに具體的な事件を見ると、紫禁城内の犯罪捜査に關することであれば、捜査權を紫禁城外でも行使していたと推測される。⁽⁵²⁾以上から護軍管理處には相當に大きな権限が與えられていたことが窺える。護軍管理處都護使、都護副使には清室內務府大臣の紹英と治格が任命された。⁽⁵⁴⁾紹英は一九一三年一月には政府から管理左右翼前鋒八旗護軍營事務に任命され、翌一九一四年一月から三月まで奉天の清室文物の運送のために北京を留守にしていた治格に代り、前鋒護軍事務の責任者となっていた。⁽⁵⁵⁾護軍管理處の組織で重要な總務科科长と司法科科长は護軍長官が選んだ人員を內務部に上申したうえで任命された。總務科科长に內務府上駟院郎中福啓（字は子昆）、司法科科长に京師警察廳司法處處長や衛生處處長を務めた高祖佑（字は寶卿）が任命され、清室と警察に精通した者がそれぞれ充てられた。⁽⁵⁶⁾

「優待條件善後辦法」から「護軍執行清廷警察章程」、「改組護軍辦法」、「清室當差人役犯罪處罰章程」までの一聯の規定は、形式的には清室に民國の法律を尊重させ、民國政府による清室管理を強化するものであった。その一方で、護軍管

理處の長官には大きな権限が與えられ、都護使に清室内務府大臣紹英が任命されたように、實質的には清室の人間に清室を管理させている状態であり、清室は一種の自治のような状態を享受していた。溥儀の『わが半生』に描かれる紫禁城の中に保存された清朝はこのような背景によって作り出されており、優待條件で規制された太監の新規採用や善後辦法で規制された宣統年號の使用等も内部では繼續して行われていた。なお、清室警備に携わったのは護軍のみではなく、いくつかの組織が紫禁城とその外側の皇城に複雑に配置されていた。護軍管理處は、紫禁城全體の警備と司法警察機能を有しているが、清室の内廷部分では御前大臣の管轄する侍衛が配置され、さらに紫禁城には禁衛軍（一九一七年以降は陸軍第十六師）の一つの團も駐屯し、紫禁城外の皇城には歩軍統領衙門の游緝隊も警備にあたっていた。このうち侍衛は清室の内部組織として清室が經費を負擔し、その他の組織は民國の組織として政府が費用負擔をするが、護軍警察や十六師、游緝隊も三大節や溥儀や太妃の誕生日などには恩賞を支給されていた。これらの組織の擔當場所については、詳細については検討を要するが、侍衛が乾清門以内の内廷の各門を守衛し、護軍警察は午門、東華門、西華門、神武門の四つの門の開閉を管轄し、紫禁城内全體の司法警察機能を有した。游緝隊は皇城内に配置され、禁衛軍は神武門、北上門など景山方面と端門を防衛していた。⁽⁵⁷⁾ 彼等は身分的には民國政府から雇用された民國の兵士であるが、同時に清室に仕えているという性質をもつ、民國と清室の中間にいる存在であった。

③同時代の評價

治格の護軍再編は、當時の北京では八旗改革の成功例として高く評價されていた。『京話日報』編輯の顔一朋は一九一八年の記事で、「護軍營は治鶴清都護が警察に改編した後、治公の苦心毅力と恨みを買うのも厭わない姿勢で懸命に整頓したため、一切の内容、外觀は見違える程になり、前清時代の護軍の數々の惡習は悉くなくなった。また、治公の屬下の正副の隊官及び各隊の長官はみな警兵を監督し精神を奮い立たせており、評判はとてよい」、一部には問題のある兵士

がいるが、紹英、治格兩都護は平素職務を眞剣にやっており、問題のある兵士は必ず處罰されるだろうと述べている。⁽⁵⁸⁾ どのような評價は生計問題に對處するため、護軍改革と後述の古物陳列所によつて新たな雇用を創出したことによるものである。治格の改革はリストラを斷行する痛みを伴うものであり、同時代の旗人には占鳳のように治格に批判的な者もいたが、改革によつて役に立たない物から有用の物に轉換し、新たな雇用を生み出した點が當時の北京では好意的に受け止められていたことが窺える。

政府の財政が悪化するにつれて、清室優待條件に基づく清室、旗人への經濟的補助への餘裕が失われ、一九二〇年頃から清室優待費、一般旗營の旗餉の支給は減額、遲延が常態化するようになり、旗人社會の貧困は一段と深刻さを増していった。一九一九年七月の安福國會において各機關の豫算削減が議論されると、護軍管理處も議論の對象となった。治格は衆議院の王揖唐議長と面會し護軍管理處の苦衷を述べ、總務科科員景繼と司法科科員韓文魁を衆議院に出席させて優待條件と旗族の貧困の現状から護軍管理處の豫算を削減できないと報告させたが、議員からは採用されなかったという。これに對して、護軍管理處司法科科員兼古物陳列所編輯の「恨吾」という筆名の旗人は、『白話國強報』への投稿文で、自分は治格のために宣傳をするわけではないが、我々八旗のなかで、治格以外に我々のために何かしてくれた人はどれだけいるだろうかと述べている。恨吾は一方で、戲園妓館、茶坊酒肆に通つて同胞のために何もしない旗人富裕層を引き合ひに出して風刺し、漢人に對しては、「旗人は依存性が強く獨立して生活ができないというが、人力車を引いても乗る人がいない、商賣を始めようとしても元手がないのに、どうやって生活しろというのか、まさか強盜にでもなれというのか」と貧困から抜け出せない下層旗人の立場を代辯した。⁽⁵⁹⁾ 一九二〇年代以降、財政が緊迫化し、八旗生計問題は議論の片隅に追いやられて顧みられなくなつていった。

(3) 清室關聯業務その二、古物陳列所の設立

① 古物陳列所の再検討

古物陳列所の設立は、治格が護軍警察隊の編成と並行して紫禁城で行った清室關聯業務の一つである。古物陳列所の位置附けとしては、段勇は古物陳列所を中國最初の國立博物館として評價する一方で、古物陳列所は故宮博物院ほどの社會的影響力をもっていなかったとして、次の點を指摘している。北洋政府は古物陳列所を積極的に宣傳していなかった、開場當初は武英殿のみで見學地點が少なく、展示物については一九一四年一〇月に參觀した魯迅が「骨董店のようなだ」という低い評價しか與えていなかった、庶民には入場料が高かった、古物陳列所という名稱が紫禁城との關係を聯想させないこれらの點に對して筆者は次のように考える。社會への周知は、當時の北京の新聞が開場前から非常に多くの報道をしていたためすでに十分であり、政府が宣傳を行う必要はなかった。名稱については、新聞では「內廷古物陳列所」と報じており、當時の北京人たちは古物陳列所が紫禁城にあることを理解していたはずである。また、魯迅の感想をもって古物陳列所の展示が面白くなかったと結論附けることはできない。『京話日報』編輯の顔一朋は一九一八年七月に參觀した際の感想を次のように述べている。「昨日、記者は古物陳列所を訪れたが、武英殿の各古物はみな新しく交換されており、文華殿は各種の古扇が展示され、色は様々で、形狀も變つたものがあり、大小様々なものがあり、みな名人が描いたものであった。また皇帝の御筆も多く、感嘆を禁じえなかった」⁽⁶¹⁾。もちろん開場當初に參觀した魯迅と四年後に參觀した顔一朋では、展示内容の充實度などに違いもあっただろうが、新聞には古物陳列所の記事が多數掲載されており、社會的關心が高かったことが窺える。入場料に關しては、一九一四年開場當初は一元、一九一六年は一元三角で、警察官の月収が八元から一〇元程度であったことを考慮すると、たしかに庶民にとって安い金額ではなかったが、新曆新年、舊曆新年、國會開幕紀念日、端午節、恢復共和紀念日、中秋節、國慶日などに定期的に入場料半額を實施し、また入場料半額期間の前

には展示物を入れ替えて參觀者を飽きさせない工夫をしており、半額期間中は非常に混雑していたと考えられる。⁽⁶⁴⁾ 吳十洲は一九一七年一月の古物陳列所の入場券販賣記録を引用し、古物陳列所の「入門券一一四八枚、瞻覽券七四〇枚」という数字から、古物陳列所の入場者は非常に少なかったと結論附けたが、一月は入場料半額が實施されない月であり、一月に半額が實施されたばかりであり、また少し待てば新年に再び入場料半額が實施されるならば、北京人はわざわざ入場料の高い時期に參觀にはいかないだろう。古物陳列所は通常期と半額期で入場者數に相當の差があったと考えられる。なお、一九一七年三月の報道によると、古物陳列所の開場からの入場料収入は八萬一五〇〇元以上である。⁽⁶⁷⁾ 入場料一・三元として計算しても二年半で六萬人以上訪れたことになるが、さらに入場者が半額期に集中していたことを考えると、一〇萬人近い參觀者が訪れたと推測される。

古物陳列所の立ち上げから運営まで大きな役割を果たしたのが一九一四年から一九二〇年まで古物陳列所初代所長の地位にあった治格である。治格は民國政府から派遣されて紫禁城の警備と警察の職務を行う護軍管理處都護副使であると同時に、政府と清室の雙方から古物の保管を委託された立場にあった。また八旗都統として滿族同進會評議員として、旗人社會を代表して生計問題に取り組まなくてはならない立場でもあった。治格のもとで、古物陳列所は清室と協調して運営され、生計問題に苦しむ旗人にとっては就業の場となった。古物陳列所には文物の収集、保存、公開という近代博物館としての面とともに、旗人への授産というもうひとつの側面があった。このように、治格が清室で行った二つの業務、前鋒護軍の再編と古物陳列所の創設は表裏一體で不可分の關係にあった。今日、古物陳列所は多くの研究者に注目されるようになったが、清室、旗人社會と一體として古物陳列所を見た時に、また別の姿が見えてくるだろう。

②古物陳列所開場まで

一九二二年二月の溥儀退位後、清室は政府から支給される優待經費内での經營に移行し、機構の統廢合、人員削減、財

産整理等の必要に迫られ、熱河や東西陵など地方に所蔵する財産調査を行っていた。折しも熱河都統熊希齡より、公務で避暑山莊を借用したいという申し入れがあり、熊希齡が避暑山莊を使用した。⁽⁶⁸⁾ところが熊希齡の在任中に、清室の文物の流失事件が起き、社會の關心が清室の文物に向かい、保存の必要性が認識されるようになる。流失という事態は政府にとっても清室にとつてもあつてはならないことであり、保存のために奉天などの他の宮殿の文物も北京へ運送することになった。熊希齡の次の熱河都統姜桂題は、清室内務府、民國內務部の職員の下に一九一三年八月頃から文物を北京へ運送する準備をし、文物は一月から續々と北京の紫禁城に運び込まれた。⁽⁷⁰⁾一九一三年二月、内務部は「古物陳列所章程」を施行し、古物陳列所の組織を立ち上げた。⁽⁷¹⁾熱河・奉天から送られた文物は七〇餘萬件に上り、武英殿、文華殿、太和殿、中和殿、保和殿に保管された。治格は、一九一四年一月から三月まで奉天へ赴き、清室文物の運送を行い、三月下旬に歸京後古物陳列所の初代所長に任命され、一般公開に向けて準備を進めた。三月からは武英殿の改修工事が行われた。⁽⁷²⁾後に文物の保管場所として新たに洋式建築の寶蘊樓が建設され、文華殿も陳列所として改修されている。

古物陳列所の創立で新たな雇用が生まれた。治格は警備のために一九一四年三月、護軍を一二〇人選抜して一隊を編成し、古物陳列所の警備を専門に行う第四隊とした。⁽⁷³⁾八月にはさらに一二〇人増員している。⁽⁷⁴⁾護軍から選抜された四〇名で構成された衛生隊は、紫禁城の清掃、道路整備、植樹など環境整備や展示物の汚れの洗淨等も行っている。⁽⁷⁵⁾一〇月の開場に向けて、護軍の兵士たちは休みを返上して働き、内務部總長朱啓鈴は臨時手當を支給して勞った。⁽⁷⁶⁾一九一四年一〇月一日、古物陳列所が開場し一般公開されると、多くの人々が訪れ會場は混雑した。治格はスリが侵入することを警戒し、警備を強化しよう命じている。⁽⁷⁷⁾古物陳列所の開場當初、紫禁城には參觀者のための休憩場所がなかったため、治格は護軍の旗人に太和門前の朝房で商店を開かせ、洋酒や茶、輕食を販賣させた。⁽⁷⁸⁾古物陳列所の入場券の販賣、改札も護軍の旗人が行った。⁽⁷⁹⁾古物陳列所は人々に文化財に觸れる機會を提供し、一方で失業と貧困に苦しむ旗人たちに就業機會を與えた。

③ 古物の國有化問題

古物陳列所の展示品は、清室の私産であることを認めたくて民國政府が購入して國有化する計劃であつたが、財政難のため支拂いが實行されずにいた。一九一六年六月に袁世凱が死去し黎元洪が大總統になると、治格は政府に對して、清室への早期の代金支拂いと文物の國有化の實行を求めて次のような文章を提出した。

民國三年一月に清皇室の人員と奉天、熱河に行き、清宮で代々收藏された裝飾品及び珠寶、書籍等を點檢し北京に運送し、太和殿・中和殿・保和殿・文華殿・武英殿の各殿に分置しました。兩所から運んだ古物は七十萬件以上、それぞれ分類し登記しました。ついで清皇室より人を派遣し骨董店とともに一件ずつ價格を見積り、約五百萬餘元になりました。なかには極めて貴重で價格のつけられないものもあり、それらはここには含まれていません。内務總長が清皇室と協議し、武英殿の場所に古物陳列所を建設することになり、前大總統より古物陳列所所長に任ぜられました。民國三年十月に古物陳列所が開幕すると、貴重な寶や珍しい物が備わっているため國內外の注目を集めました。これが古物陳列所成立の實情です。ただこれらの古物は清室の私産に屬します。本來政府が代金を拂つて國有とすべきですが、財政狀況が困難なためいまだに實行できません。現在も大局はまだ安定しておりませんが、清皇室は早く代金を拂つてほしいと切實に願っています。私治格は民國と清皇室の雙方に保存の責任を負っており、朝夕警備すること、常に恐々としております。思いますに、國粹を重んじることは、國內外の印象に關わりますが、清室から回收するということはできません。代金を支拂わないうちは國有とすることはできず、このような未解決の状態は將來的な方法ではありません。すみやかに解決して決着させるべきです。

これに對し、國務總理段祺瑞は一九一六年九月一日に大總統黎元洪に「この金額は非常に大きく、財政に少しでも餘裕ができてから支拂いについて協議することができると、支拂い以前においては、該都統（治格）は清室護軍都護使兼古物陳列所所長で、雙方から委託を受け責任を負っており、もとの場所で以前と同様に慎重に保存し、國粹を重んじるべきであ

る。清皇室方面に對しては、國務院によつて確實に支拂いを擔保し、信用を明らかにすべきである。古物陳列所の清室への代金支拂いを延期し、以前のように保存する方法について協議し、内務部、財政部及び清廷内務府に照會するほか、大總統の審議と訓示を願います」と報告している。⁽⁸⁰⁾黎元洪は一二日に「清廷古物の支拂いを延期し、國務院が確實に擔保するという各節は承知した。報告の通り鑲紅旗蒙古都統治格に以前のように適切に保存させ、國務院より内務部、財政部の兩部に遵守させ、また清室内務府に照會せよ」と命じた。⁽⁸¹⁾これによつて、治格は袁世凱死後も引き續き民國政府と清室の雙方から委託を受けた古物保護の責任者となつたが、治格が求めていた清室への支拂いは實行されず、一九二四年一月まで國有化は完了しなかつた。

④古物陳列所の特徴

古物陳列所は清室と協調して運営され、清室へ配慮して展示物を選定していた。例えば、治格は、祭祀用品のような宗教的なものは展示にふさわしくないという配慮から、はじめから展示から外していた。⁽⁸²⁾これは清室を紫禁城から退去させた後に成立した故宮博物院が、清室の祖先祭祀に關わる物に對しても強制的に接收し、清室側と激しく對立したのとは對照的である。⁽⁸³⁾一方で、國有化が完了しないため歸屬が曖昧な状態が繼續し、一度古物陳列所に收藏された文物でも、清室の判斷で回收されることもあつた。⁽⁸⁴⁾その他の政府機關による持ち出しもあり、所在不明になつた物が少なくないことが問題になり、一九一九年一〇月には今後はどの機關も大總統の許可なく收藏品を持ち出せないとの通達が出され、一九二〇年三月には内務部は新たなりスト作りを行つた。⁽⁸⁵⁾

古物陳列所の職員には民國内務部や清室内務府の職員、美術専門家、その他の民國政府官員などがいたが、そこには多數の旗人が含まれていた。例えば、文物保管科科长の曾廣齡は清室から派遣され熱河避暑山莊の文物輸送を行つていた。清室内務府郎中で護軍管理處總務科科长の福啓は、熱河・奉天で文物輸送を行い清室の古物に精通していたため、一九二

○年の古物陳列所のリスト編集作業を國務院僉事李光榮、内務部僉事楊乃賡とともに擔當している。⁽⁸⁷⁾ 陳設科科員景繼は護軍管理處總務科庶務股長である。⁽⁸⁸⁾ 陳設科科員の吉拉布も、清室から派遣されて熱河から文物運送を行っていた。『白話國強報』に恨吾という筆名で投稿した旗人は、古物陳列所編輯兼護軍管理處司法科員であった。⁽⁸⁹⁾ 以上から、古物陳列所と護軍管理處の兼任者が相當数いたと考えられる。治格の所長時代には二つの組織の關係は密接で、合同で新年會も行われていた。⁽⁹⁰⁾ 一九二五年の故宮博物院成立後も、古物陳列所は一九四八年に故宮博物院に併合されるまで存続するが、吉拉布（漢名劉壽延）の子劉承琮によると、古物陳列所の職員は「滿清民國の遺老遺少」、故宮博物院的職員は北京大學の教授、學生ら新思想の持主で、近くにありながら交流しなかったという。⁽⁹¹⁾ 兩組織は設立経緯の違いから、人員、氣風が異なっていたことが窺える。

五 張勳復辟事件、安直戦争と治格の失脚、北京政變

一九一七年七月、張勳復辟事件がおき宣統帝の再即位が宣言されるが、張勳の敗退により短期間で幕を閉じる。復辟では張勳が滿洲王公を排斥したこともあり、醇親王は張勳と距離を置き、弟載洵、載濤を徐世昌、馮國璋、段祺瑞ら民國の要人のもとに派遣し、清室と張勳は無關係であると訴え優待條件の存続を圖った。⁽⁹²⁾ 馮國璋は大總統令で、「張勳が軍隊を率いて宮中で盤踞し、偽って諭旨を發し、擅に國體を變更した」という清室の書簡を公表し、復辟は張勳の一存によるもので清室は無關係という主張を認めた。⁽⁹³⁾ 復辟事件後、優待條件廢止の主張もあったが、政府は優待條件を繼續させ關係者の處罰も一部にとどめた。復辟に同調した歩軍統領江朝宗は解任された一方、張勳に迎合しなかった治格と禁衛軍第二團團長索崇仁は處分を受けていない。⁽⁹⁴⁾ 復辟を防止できなかったことを理由に處分されるどころか、治格は八月に蒙藏院副總裁に任じられている。⁽⁹⁵⁾ 一九一七年八月以降、治格は蒙藏院副總裁、護軍管理處都護副使、古物陳列所所長、鑲紅旗蒙古都統の四つの職を兼任した。安徽派の全盛期は治格の政治的地位は安泰で、清室にとっても政治的には相對的に安定してい

た時期であった。一九一八年一〇月、安徽派の後押しで清室と関係の深い徐世昌が大總統に就任した。安福國會では參議院議員に滿洲王公議員杵が二つ新設され、莊親王溥緒、貝勒毓朗が參議院議員となり、一九一九年四月には貝勒載濤が鞏威將軍に任命されたほか、載濤、毓朗、内務府大臣世續、耆齡らに勳章が授けられている。⁽⁹⁸⁾護軍管理處の紹英と治格にも勳章が授與されている。⁽⁹⁹⁾溥儀の『わが半生』によると、一九一八年に徐世昌が大總統に就任してからは、北京の街中で清朝の袍褂や旗人女性特有の髪形・兩把頭が流行し、貴族のアマチュア京劇團の活動が盛んになり、紫禁城を訪れる人々も増えていたといふ。⁽¹⁰⁰⁾政治的安定を得て旗人社會では清朝文化の復興という現象が起きていた。しかし、この安定は一九二〇年七月の安直戦争で動搖する。安徽派が敗北し主要人物に逮捕令が出ると、治格にも逮捕令が出されたという噂が流れ、様々な醜聞が報道されるようになる。

このほど安徽派が失敗すると、治格は清室の禁軍^マを統括していたが、奉直軍が逮捕しに來るのを恐れ、磚石で東華門西華門を塞いでしまった。そのため武英殿の陳列所はいまだに入場券を販賣せず、清史館の人員も今に至るまで入館して業務ができないという。これもまた一つの笑い話である。⁽¹⁰¹⁾

治格は、九月初には蒙藏院副總裁を免職されると報道されたが、實際には九月二二日に蒙藏院副總裁と都護副使を自ら辭職し、さらに古物陳列所所長も辭している。蒙藏院副總裁の後任には達壽が任命された。⁽¹⁰²⁾蒙藏院に關しては次のように報道されている。

天津の情報によると、安徽派の議員李某、張某が、安福俱樂部の横行していた時、某總裁と蒙古王公を煽動し、蒙旗の土地を某國に密かに賣り三千五百萬元を得たことは、現在みなが知っている。直隸省議會は質問を提出するといふ。⁽¹⁰³⁾報道によると治格と思われる蒙藏院某總裁が、張某に安福俱樂部に入黨するようにそのかされて入黨し、さらに張某の口利きで熱河の旗地を某國に賣り渡すことに同意し、某國から金銭を受け取ったといふ。⁽¹⁰⁴⁾安徽派の失脚とともに噴出した醜聞からは、安徽派の後盾を失った治格が急速に政界での力を失っていったことが窺える。安徽派を後盾とする安福

國會も停止し舊國會の復活により滿洲王公議員は議席を失った。安徽派の失脚後、清室は中央政界に進出した奉天派の張作霖と關係を深めるが、一九二二年四月の第一次奉直戦争によつて張作霖は敗退し、さらに大總統徐世昌も退陣する。それでも次の大總統黎元洪、曹錕も清室優待條件を變更する意思はなく、清室もまた直隸派の曹錕、吳佩孚らと良好な關係を築こうとしていた。清室を取り巻く環境が一變するのは一九二四年九月の第二次奉直戦争に端を發した一〇月の北京政變、一月の清室優待條件變更であつた。

一九二〇年九月に治格が紫禁城を去ると、都護副使の後任には歩軍統領衙門參議の薛之珩が任じられ、九月二五日に紫禁城に着任し溥儀の召見を受けた。その様子は次のように報じられている。

提署參議で新任の護軍管理處都護副使薛之珩は二十五日の午前八時に清廷に赴き挨拶をした。清帝は特別に養心殿で召見し街の現狀について尋ねた。聞くところによると薛副使の受け答えは清帝を満足させるものであり、長く話をしてから退出した。⁽¹⁰⁸⁾

この日、都護使の紹英も薛之珩と面會し、「人柄は甚だ精明である」と好印象を日記に記している。⁽¹⁰⁹⁾ 治格が退任し不安を感じていた紹英も、薛之珩の態度が清室に友好的だったために安堵したことだろう。紹英は一九一五年二月から一九二四年一月まで一貫して都護使を務めた。都護副使は、薛之珩が一九二二年一月に京師警察廳總監に異動すると、警察廳總監の殷鴻壽が交代で就任している。⁽¹¹⁰⁾ 五月に殷鴻壽が死去すると趙凌雲（一九二二年五月―十一月）、その後は端緒（一九二二年一月―一九二四年四月）、熙鈺（一九二四年四月―一九二四年十一月）が任命されている。⁽¹¹¹⁾ 殷鴻壽は一九二〇年五月歩軍統領衙門署左翼總兵、一九二〇年七月京師警察廳總監に任命されており、溥儀の誕生日や端午節の清室への觀見者名に名前が見られる。⁽¹¹²⁾ 趙凌雲は一九一六年に正藍旗滿洲副都統に任命されている。⁽¹¹³⁾ 端緒は正白旗滿洲旗人、端方の弟で、民國期は泰寧鎮總兵、鑲藍旗蒙古都統などを務めている。⁽¹¹⁴⁾ 熙鈺は正白旗蒙古旗人、一九一二年七月青州副都統、一九一三年には第一期國會衆議院議員となり、一九二三年二月將軍府將軍、一九二四年二月劾威將軍に任じられている。⁽¹¹⁵⁾ このように都護副

使は治格以降も歩軍統領衙門や、八旗副都統、旗人など清室と近い關係にあった人物が任命されている。

治格の後任の古物陳列所所長には、一九一三年に熱河の文物運送をした内務部の楊乃麋が就任する。楊乃麋は着任後、古物陳列所所長が直接管轄する専用の警備組織を編成している。⁽¹⁷⁾これは、従来は護軍管理處都護副使と古物陳列所所長を治格一人が兼任していたが、薛之珩と楊乃麋に職權が分割されたためである。古物陳列所専門の部隊が編成されたことで、護軍管理處と古物陳列所の警備組織は分離することになるが、楊乃麋が新たに組織した警備兵も護軍から選抜されており、依然として兩組織は密接な關係があった。⁽¹⁸⁾

治格は失脚後、専ら八旗都統を務め、黎元洪が二度目の大總統に就任した一九二二年一〇月には紹英とともに一等大綬嘉禾章を授與された。⁽¹⁹⁾紹英とともに授與されていることから、護軍改革に盡力したことを再評價されたためであろう。同年一月には溥儀の大婚が行われ黎元洪も祝意を表しており、一〇月の勳章授與はこれに關聯する可能性も考えられる。

一九二四年一〇月の北京政變で大總統曹錕が監禁され、北京を占領した馮玉祥と黃郛内閣が一月五日清室優待條件を一方的に變更して清室に即時の紫禁城退去を迫った。清室優待條件の變更は、溥儀の紫禁城退去のみならず、旗人社會全體に衝擊を與える事件であり、紫禁城で働く多くの人も職を失った。⁽²⁰⁾清代以來の北京の治安維持機關で清室とも關係が深く旗人も多く雇用されていた歩軍統領衙門も、優待條件變更と同時に解散させられ、北京の街は失業者であふれた。⁽²¹⁾また八旗の旗餉も一九二四年以降は完全に停止し、一九二四年一〇月の「修正優待條件」にある貧民工廠を建設し旗人を優先的に收容するという條文も實行されなかった。八旗は北京政府が滅亡する一九二八年まで存続するが、財源を失い機能を停止させていった。治格が創設した護軍管理處は優待條件變更直後に廢止され、⁽²²⁾護軍警察隊は古物陳列所の專屬部隊以外は解散させられた。前鋒護軍十營代表榮安等は、紫禁城警備部隊として護軍警察再建を嘆願するが、政府は、護軍警察は清室の警察事務を執行するためで現在には必要ない、三殿の警備は別に守衛隊を組織しており人數は足りている、財政が逼迫しており新たに専門の部隊を派遣する必要はないとして却下した。⁽²³⁾北京政變は、旗人たちにとっては旗人社會の切

り捨てであり恐怖の到来であった。一般の旗人は、富裕層のように租界に避難することもできず、家の中で恐怖が過ぎ去るのを待ったが、生計手段を失い経済的没落は一段と深刻化したという。⁽¹⁵⁾ 北京政變以前は北京では旗人女性特有の髪形である兩把頭・大拉翅をした女性が街中で見かけられたが、北京政變を境に姿を消した。⁽¹⁶⁾ 北京政變の策動者たちは、北京政變を辛亥革命の貫徹と位置付けており、⁽¹⁷⁾ 旗人たちは彼らの標的が自分たちであることを感じ、旗人としての表象を隠すようになった。

北京政變後、段祺瑞が臨時執政となり安徽派が復権すると治格も政界に復歸し、一九二五年五月に臨時參政院參政となる。⁽¹⁸⁾ だが段祺瑞は一九二六年に政權を失い臨時參政院も消滅する。その後治格は、一九二七年に管理值年旗に任命され、⁽¹⁹⁾ 北京政府末期まで八旗都統として在任するが、以降の消息は不明である。

六 おわりに

本論文は北京政府期の優待条件下の民國政府と清室の間で護軍管理處と古物陳列所を作った治格を通じて北京旗人社會を描いた。近年、古物陳列所研究は進展したが、古物陳列所を理解するには護軍管理處は不可欠であるにも関わらず、既存研究では護軍管理處についてほとんど觸れられていない。同様に、北京政府期には多くの旗人が政界で活躍しているが、民國政治史でも辛亥革命以降の旗人・滿族はほぼ抜け落ちている。治格は當時の新聞では頻出の人物であり、北京ではよく知られていたはずだが、今日では古物陳列所初代所長の肩書が思い出される程度である。治格は深刻化する八旗生計問題に對處するため、清室優待條件を利用して清室の警備、清室文物の一般公開、そこから發生する旗人の雇用確保という三つの事業を行った。溥儀の『わが半生』で描かれる紫禁城のなかの清朝も、治格が作った護軍管理處という清室の人間が清室を管理する一種の自治的體制によって作り出されたものであった。しかし、護軍管理處は北京政變と清室優待條件の一方的變更によって消滅させられ、そこで働いていた旗人たちも溥儀と同様に紫禁城から追い拂われ、古物陳列所だけ

が一九四八年まで存続した。本論文では治格という人物の経歴を通じて、清室優待条件下の清室と民國政府の關係や清室と民國の中間にいた人々を描いたが、優待條件變更以降や一九二八年の八旗廢止以降の旗人社會の變容については今後の課題としたい。

註

- (1) 清末の研究としては、次のものに治格の名前が見られる。
 李文傑「總理衙門的翻譯官」『歷史檔案』二〇一一年第二期。陳爲「京師同文館博物館考略」『中國博物館』二〇一四年第三期。馬一「晚清駐外公使群體研究（一八七五—一九一一）」暨南大學二〇一二年博士論文。陳海燕「同文館外語人才培養困境與破解途徑的研究」北京外國語大學二〇一五年博士論文。
- (2) 例えば、傅連仲「古物陳列所與故宮博物院」（『中國文化遺產』二〇〇五年第四期）でも治格の名前が挙げられるが、熱河都統兼古物陳列所所長と誤って紹介されている。
- (3) 段勇「古物陳列所の興衰及其歷史地位述評」『故宮博物院院刊』二〇〇四年第五期。吳十洲「一九二五年前古物陳列所の屬性與專職人員構成——紀念古物陳列所成立一〇〇周年」『故宮博物院院刊』二〇一四年第五期。王謙「古物陳列所の建立與民初北京公共空間的開闢」『東南文化』二〇一六年第二期。李揚・郭嫻嫻「民初古物陳列所の創建及社會反響」『經濟社會史評論』二〇一七年第一期。杭春曉「繪畫資源…由『祕藏』走向『開放』——古物陳列所
- 的成立與民國初期中國畫」『文藝研究』二〇〇五年第二期。徐婉玲「古物陳列所國畫研究館開辦始末」『故宮博物院院刊』二〇一四年第五期。王小青「古物陳列所國畫研究館考論」中國藝術研究院二〇一四年修士論文。
- (4) 季劍青「『私產』抑或『國寶』——民國初年清室古物的處置與保存」『近代史研究』二〇一三年第六期。吉開將人「宣統十六年の清室古物問題（一）故宮博物院成立史の再檢討」『北海道大學文學研究科紀要』第一四四號、二〇一四年。吉開將人「史料考證與故宮以及古物陳列所史」、故宮博物院故宮學研究所編『古物陳列所百年紀念學術研討會論文集』二〇一四年。大出尚子「滿洲國」博物館事業の研究『汲古書院』二〇一四年。大出尚子「滿洲國」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の『運京』を中心に『史境』第七三號、二〇一七年。
- (5) 張碧惠「中華民國における『故宮文物』の意味形成——北京政府期を中心に」『中國研究月報』第六三卷第一二號（七四二號）、二〇〇九年。張碧惠「南京國民政府期における文物保護政策——『北平文物』の南遷を中心に」『次世

代アジア論集——早稻田大學アジア研究機構「次世代アジアフォーラム」研究成果報告論文集」第八號、二〇一五年。家永眞幸「清末中國における皇室コレクションの博物館化」『東京醫科齒科大學教養部研究紀要』第四四號、二〇一四年。家永眞幸『國寶の政治史——「中國」の故宮とパンドラ』東京大學出版會、二〇一七年。

- (6) 『順天時報』は一九〇一年に創刊された北京で最も古い日刊紙で、一九〇五年以降は日本の外務省から資金補助を受けていた。『京話日報』は一九〇四年八月に江蘇籍人の彭翼仲が創刊した北京で最も古い中國人經營の日刊紙である。一九〇六年九月に停刊、一九一三年に四月に復刊、停刊し、一九一三年一月に再度復刊し一九二三年まで發行した。清末の編輯として宗室文謙が、民國期の主筆に蒙古旗人吳梓箴が参加していた。『正宗愛國報』は回民丁寶臣が、『京話日報』の一九〇六年の停刊後に『京話日報』の編輯文謙を主筆に迎えて一九〇六年に創刊した。『群強報』は、一九一二年に山西巡撫陸鍾琦の子で浙江籍人の陸愼齋が、端方の子が創刊した新聞を買い取って經營した新聞である。職員には烏澤聲、宗室勳銳など旗人が多數参加している。『群強報』一九一三年二月九日一面職員欄より)。
- 『愛國白話報』は一九一三年創刊、社長は馬太樸。編輯王冷佛は内務府旗人で著名な小説家でもある。劉大先「清末民初北京報紙與京旗小説の格局」『滿族研究』二〇〇八年第二期。

- (7) 樊陰南編『當代中國名人錄』良友圖書印刷公司出版、一

九三一年。生年は『京師同文館學友會第一次報告書』（京華印書局、一九一六年）掲載の「京師、上海、廣州同文館部分學生離校後狀況一覽表」（朱有瓚主編『中國近代學制史料』第一輯上冊、華東師範大學出版社、一九八三年、二八三頁）から。同表には作成年がないが、同治八年十月十四日（一八六九年十一月七日）生まれの周自齊が四七歳となっており、一九一五年時點の各人の數え年齢が記載されていると考えられる。（周が滿四七歳になるのは一九一六年一月であり、その直後に表が作成され年内に出版されたとは考えにくいため、滿年齢の可能性は低い）治格は四八歳と記載されており、數え年齢で逆算すると一八六八年生まれになる。

- (8) 崇彝『道咸以來朝野雜記』北京古籍出版社、一九八二年、九七頁。同書の逸話によると、治格の家は東城總捕(布)胡同にあり、義和團事件の八箇國聯合軍北京占領ではドイツの管轄地區になったが、ドイツ語のできる治格はドイツと交渉し占領地區的保全に努めたため、東單一帶の住民はみな感謝したという。

- (9) 註(7)前掲『中國近代學制史料』第一輯上冊、五八、六〇、六一、六五、一四四頁。

- (10) 丁三「清末醇親王使德大事考繫」『首都博物館叢刊』第二輯、一九九八年。

- (11) 一九〇五年設立、前身は一九〇二年設立の工巡總局。一九〇六年の官制改革以降は民政部所屬。李自典「近代京師警察職業群體略論（一九〇一—一九二七年）」『歷史檔案』

二〇一〇年第二期。

- (12) 弘谷多喜夫「北京警務學堂と川島浪速」『國立教育研究所紀要』第一號、一九八八年。中見立夫「川島浪速と北京警務學堂・高等巡警學堂」『近きに在りて』第三九號、二〇〇一年。蕭朗・施崢「日本教習與京師警務學堂」『近代史研究』二〇〇四年第五期。夏敏「川島浪速與晚清警政建設」『政法學刊』二〇〇七年第一期。
- (13) 「條陳路政」『京話日報』一九〇六年七月二十八日。
- (14) 「八旗人等上袁全權呈」『臨時公報』一九一二年二月八日。
- (15) 「治廳丞剪髮」『正宗愛國報』一九一二年二月二十七日。
- (16) 「請放心罷」『正宗愛國報』一九一二年五月二日。
- (17) 『政府公報』第二五九號、一九一三年一月二十五日。「更動警務人員」『愛國白話報』一九一三年九月二二日。
- (18) 「有內務總長之望者」『順天時報』一九一二年一〇月八日。治格、榮勳とともに警察界の旗人官僚として名聲が高かった。實際には治格、榮勳ともに内務部總長にはなっていないが、榮勳は内務部次長になっている（任一九一二年四月～一九一三年九月。一九一四年五月～一九一六年六月）。錢實甫編著、黃清根清理『北洋政府職官年表』華東師範大學出版社、一九九一年三七—四五頁。
- (19) 「清室優待條件」より「滿蒙回藏各族待遇條件」第五條。民國期の旗餉支給状況については、阿部由美子「『京話日報』から見る中華民国北京政府時期の北京旗人社會」『中國——社會と文化』第二八號、二〇一三年を参照のこと。
- (20) 「清室優待條件」より「滿蒙回藏各族待遇條件」第五條。民國期の旗餉支給状況については、阿部由美子「『京話日報』から見る中華民国北京政府時期の北京旗人社會」『中國——社會と文化』第二八號、二〇一三年を参照のこと。
- (21) 王宇「齊滿人之心志、逐共和之權益」——民國前期滿族同進會及其權利訴求」『中國邊疆民族研究』第六輯、中央民族大學出版社、二〇一二年。
- (22) 修佳江「清代八旗制度消亡時間新議」『民族研究』一九九四年第五期。
- (23) 值年旗の制度は乾隆年間に完成し、八旗各旗の滿洲、蒙古、漢軍の三つの組織の都統・副都統から一名、計八名を皇帝が一年交代で管理值年旗事務大臣に任命し、旗務の處理、聯絡の責任を負わせた。この制度は民國期も繼續した。郝志群、徐曉倩著、阿部由美子譯「八旗值月旗・值年旗の設立とその機能」『滿族史研究』第七號、二〇〇八年。
- (24) 「臨時籌備處規約」『臨時公報』一九一二年二月二二日。
- (25) 「内務部呈請特設籌備八旗生計處希即委任專員以資辦理文竝批」『政府公報』第八五號、一九一二年七月二十四日。
- (26) 「逐條駁駁」『群強報』一九一三年二月九日。
- (27) 來件「籌辦八旗生計處呈覆大總統書」『群強報』一九一三年一月八日。「籌辦八旗生計處籌擬辦法十條」『群強報』一九一三年一月八日～十一日。
- (28) 劉瀟敏・李嘉「隆裕太后逝世的社會反應述略」『綿陽師範學院學報』二〇〇七年第九期。馮佳「『國』與『君』——政治文化視角下的隆裕太后葬禮」『中國農業大學學報（社會科學版）』二〇〇九年第三期。
- (29) 「共和紀念會之有名無實」『順天時報』一九一三年一〇月一二日。

(30) 民國の記念日については、小野寺史郎『國旗・國歌・國慶——ナショナリズムとシンボルの中國近代史』（東京大學出版會、二〇一一年）参照。また、中華民國大總統就任儀禮については吉澤誠一郎氏が詳細に分析しており、袁世凱の一九一二年三月一〇日の臨時大總統就任式と一九一三年一〇月一〇日の正式大總統就任式の相違點、清朝との聯續性、非聯續性について論じている。吉澤氏は、大總統就任式典を一〇月一〇日とすることで袁世凱政權の記念日として上書きし、民國の政權としての聯續性を保ちつつ、南方の反清革命の歴史的意味を忘却させる効果を持ったと指摘している。吉澤誠一郎「中華民國初期における大總統就任式典」『東洋史研究』第七十六卷一號、二〇一七年。

(31) 「袁總統就任禮誌盛」『順天時報』一九一三年一〇月二二日。

(32) 「正式總統の選出後、國慶日を就任の日とし、内務部より職員を派遣して一切の準備を行った。太和殿を就任式の禮堂とし、内務部から派遣した準備人員は武英殿を準備事務所として毎日班に分かれて仕事をを行い、治格君が一切を取り仕切った。」『大典之籌備』『申報』一九一三年一〇月一〇日。「…警察總監王治馨及び今回の籌辦主任治格が禮堂内外の一切の指導を行った」『大總統蒞任典禮續誌』『申報』一九一三年一〇月一六日。

(33) 『政府公報』第五一四號、一九一三年一〇月九日。第五一五號一九一三年一〇月一〇日。第五一九號一九一三年一〇月一四日。

(34) 『政府公報』第七二二號、一九一四年五月一日。

(35) 『政府公報』第一二九七號、一九一五年二月一七日。

(36) 「提列陳設」『群強報』一九一五年二月一二日。

(37) 『政府公報』第五〇三號、一九一三年九月二八日。

(38) 「點驗護軍」『群強報』一九一三年五月二七日。なお、當時の十營統領は以下の通り。鑲紅旗護軍統領治格が鑲紅旗蒙古都統を兼任していた以外は全て副都統を兼任していた。左翼前鋒統領文齡（正黃旗蒙古副都統）、右翼前鋒統領兕欽（正白旗滿洲副都統）、鑲黃旗護軍統領卓凌阿（正黃旗漢軍副都統）、正黃旗護軍統領常山（正藍旗蒙古副都統）、正白旗護軍統領達賚（正紅旗蒙古副都統）、正紅旗護軍統領占鳳（鑲藍旗漢軍副都統）、鑲白旗護軍統領額勒春（正藍旗漢軍副都統）、正藍旗護軍統領敬昌（鑲白旗滿洲副都統）、鑲藍旗護軍統領希璋（正紅旗漢軍副都統）。「兩翼前鋒統領八旗護軍統領等呈大總統請飭部按期開放養廉銀兩文拉批」『政府公報』第二六〇號、一九一三年一月二六日。

(39) 清代の紫禁城警衛制度については、屈春海〈清禁禁城禁門護衛制度述略〉『公安大學學報』一九九〇年第六期、秦國經〈清代宮廷的警衛制度〉、清代宮史研究會編『清代宮史探微』紫禁城出版社、一九九一年）等を参照。

(40) 内務府旗人の取り扱いについては、財政部は當初、清室優待費から旗餉を支給させようとしたが、内務府包衣旗人と清室はそれに反対した。協議の結果、包衣旗人のうち護軍、披甲等軍事性質の職種については正身旗人と同様に財政部から旗餉を支給し、匠役のように清室に直接奉仕す

- る職種や寡婦に對する手當は清室が優待費から支給することとなった。「共和旗族生計同仁會代表張文凱等呈大總統乞飭財政部取消歸併三旗糧餉前議併八旗糧餉一體發放請批示文竝批」『政府公報』第四四九號、一九一三年八月五日。
- 〔劃分餉銀〕『群強報』一九一三年一〇月二五日。
- (41) 「兩翼前鋒統領八旗護軍統領秀吉等呈大總統請飭部給發存款以定人心文竝批」『政府公報』第三三五號、一九一二年二月二日。
- (42) 一九〇五年に趙秉鈞は巡警部右侍郎、朱啓鈴は外城巡警總廳廳丞で、路工局總辦だった治格の上司に當たる。錢實甫編『清代職官年表』第四冊、中華書局、一九八〇年、三〇五七頁。徐友春主編『民國人物大辭典』河北人民出版社、一九九一年、二〇〇頁、一三二五頁。
- (43) 報道によると、袁世凱の死後、朱啓鈴は失脚し、逮捕令が發せられ天津に逃れるが、その後逮捕令が取り消され北京に戻ると、北京の治格の家に滞在している。「徐東海與朱桂莘」『群強報』一九一八年四月一八日。「朱桂莘到京」『申報』一九一八年四月一九日。
- (44) 「內務部呈改組護軍請派員管理以一事權會擬辦法呈請核示文竝批令」『政府公報』第一〇〇六號、一九一五年二月二六日。「十營管理治鶴卿統領は、警衛軍を改編し三中队とし隊伍を再編したが、經費が不足したため、このほど大總統と面談し、經費を要請した。すでに了承を得て、毎月五千兩の補助を受けることになった」(「補助經費」『群強報』一九一四年一月四日)。
- (45) 「調取巡官」『群強報』一九一三年一〇月二五日。「添設警察講堂」『愛國白話報』一九一三年一月八日。
- (46) 「內廷值班護軍を皇室警査に改編するというのは、十營には早くからその意思があつたが、資金がなく、兵員の削減、給料減額を伴うため、全體の兵丁が反對し、中止になっていた。治鶴卿は現在統領に任じられ、皇室警査に改編するため二十七日に參領松佑亭等を派遣し本旗の護軍を點檢し、警査に改編する手續きをした」(「將立警査」『群強報』一九一三年八月一日)。「十七日に治鶴卿都護は各營の將領を集めて武英殿で會議し、各營の定員を參領と委護軍參領の十分の四とし、空花翎と護軍校を十分の六とし、新班の兵丁三千六百名の中から十九日に千人を選抜して皇室警査に改めた。來月一日から正式に訓練を行い期限までに營とする」(「十營會議」『愛國白話報』一九一三年一〇月二〇日)。
- (47) 護軍一份子榮禧來稿『猛醒歌』『群強報』一九一三年一月一九、二一日。
- (48) 占鳳(一八八〇～一九二二)愛新覺羅氏。豫親王多鐸の子孫。文淵閣大學士崑岡の子。宗譜編纂處編『愛新覺羅宗譜』丙四、學苑出版社、一九九八年、六一六八頁。
- (49) 「正紅旗護軍統領占鳳呈事、權不屬難負責成據實陳明以免將來貽誤請訓示由」『政府公報』第八八三號、一九一四年一〇月二〇日。
- (50) 『政府公報』第一〇〇四號、一九一五年二月二四日。
- (51) 『政府公報』第一〇〇六號、一九一五年二月二六日。報

道によると治格の命令で警察章程の作成を實際に行つたのは勝祿（字は輔臣）と景繼（字は介卿）という二人の旗人である。（『編纂警章』『群強報』一九一五年二月二日）。勝祿は正白旗護軍參領、護軍警察隊が成立してからは總隊官を務める。一九二三年四月四等嘉禾章を授與されている（『政府公報』第二五四三號、一九二三年四月一日）。景繼は古物陳列所陳設科員兼護軍管理處庶務股長。京師同文館ドイツ語專攻で治格の後輩である（註（7）前掲『中國近代學制史料』第一輯上冊、六一頁、二九六頁。「派定股長」『群強報』一九一五年三月二日。『政府公報』一九一五年一月一九日）。

(52) 紫禁城外の捜査の例として以下のものがある。「内廷警察護軍隊が西華門内で磁器庫の官磁を盗んだ犯人徐大升、張達臣の二名を捕らえ、司法科に送り尋問している」という事件について、本誌は昨日報道した。聞くところによると、犯人は磁器庫に何度も竊盜に入り、東四牌樓の萬古齋骨董屋に賣つていたと供述した。十六日四時に管理處の紹英都護は警察の隊長兵士らに命じて、犯人を連れて萬古齋骨董店に赴き、官磁四百十餘件を押收し、店を封鎖し、鋪長の王某を司法科に連れてゆき尋問した」（『續誌盜庫』『群強報』一九一五年七月一日）。

(53) 紹英（一八六一—一九二五）、鑲黃旗滿洲旗人、馬佳氏、字は樾千、越千。清末に商部右丞、實業學堂監督、度支部左侍郎等を務める。一九〇五年考察政治大臣の一人として選ばれるが革命派の爆彈テロに遭い負傷し交代する。一九

一年の袁世凱内閣では署度支部大臣。一九一二年以降は内務府大臣として、主席の内務府大臣世續らとともに清室の運営に當たつた。劉小萌「前言」、紹英「紹英日記」國家圖書館出版社、二〇〇九年、一—一〇頁。

(54) 『政府公報』第一〇〇四號、一九一五年二月二十四日。

(55) 『政府公報』第五八七號、一九二三年二月二日。「十營辦理交代」『愛國白話報』一九二三年二月二十五日。

(56) 『政府公報』第一〇三二號、一九一五年三月二十四日。

(57) 禁衛軍は清末に旗兵を中心に編成された近代軍である。當初は載濤、毓朗など皇族が管轄していたが、辛亥革命の勃發後馮國璋の管轄となり、民國以降も馮國璋の軍隊として馮の江蘇都督就任に従い南京に駐屯した。清室との關係は民國以降も繼續し、一部の部隊が紫禁城や陵墓など清室の重要地域を守衛している。紫禁城には一五〇〇人が配置され、主に神武門方面を擔當した（『北京禁衛軍數紀實』『北京日報』一九一七年七月二三日）。

(58) 『警兵蠻橫』『京話日報』一九一八年八月二十四日。

(59) 恨吾來稿、演說「爲旗族呼籲」『白話國強報』一九一九年八月三—四日。

(60) 註（3）前掲段勇論文。

(61) 「再誌減價」『京話日報』一九一八年七月八日。

(62) 「陳列售票」『群強報』一九一四年九月一二日。「陳列減價」『群強報』一九一六年一月三〇日。

(63) 唐子安投稿、演說「生活程度與能力」『群強報』一九一九年四月一六日。

- (64) 「舊曆新年の飾りつけをする。清廷十營管理處治統領は、舊曆新年が近いので、正月元旦から一週間、古物陳列所の入場料を半額（六角五）とする。また、熱河避暑山莊から運送し、まだ陳列していなかった古物を衛生隊に命じて陳列所に展示し、參觀者の遊覧に供し、新年に彩を添えた」〔點綴舊歲〕『群強報』一九一五年一月二六日。
- (65) 「内廷古物陳列所所長治鶴卿は十三日から一週間入場券を半額にし、期間中は參觀者で必ず混雑し不法の徒が騒ぎを起こす恐れがあるため、昨日護軍警察隊長德海らを派遣し十三日から四十名交代で陳列所の場内整備を行う」〔彈壓陳列〕『群強報』一九一五年六月一三日。「清室の世太傳（世續）は舊曆十三日から十五日に古物陳列所の入場券が値下げされ、當日は參觀者が必ずや多くなり、道がわからない者が誤って内廷に入らないように、昨日景運門に值班する司鑰長に、當日は新左門、新右門を臨時に閉鎖し、慎重を期すように命じた」〔慎重門禁〕『群強報』一九一六年二月一二日。
- (66) 註(3) 前掲吳十洲論文。
- (67) 「古玩費未能清交」『北京日報』一九一七年三月二九日。
- (68) 「熊希齡借用行宮」『正宗愛國報』一九一三年四月二三日。
- (69) 「玩器運京」『群強報』一九一三年八月二八日。
- (70) 「搬運熱河陳設」『愛國白話報』一九一三年一月一九日。
- (71) 「熱河陳設運京」『愛國白話報』一九一三年一月二〇日。
- 「古物陳列所章程」『政府公報』第五九五號、一九一三年一月二十九日。
- (72) 「新式大樓開工」『愛國白話報』一九一四年三月七日。
- (73) 「十營管理處總務科科長吉祥は、熱河・奉天等の宮殿の裝飾品がすでに全て北京に運ばれ、武英殿古物陳列所が間もなく開場し、内廷の警備に人が必要になるため、百二十人を選抜して第四隊を編成し、専ら陳列所を警備させることにした。また燈庫の場所を修理して隊の兵舎とすることとした。すでに治格、紹英兩都護に報告し許可を願っているといる」〔添編警衛兵隊〕『愛國白話報』一九一四年三月三一日。
- (74) 「保護陳列」『群強報』一九一四年八月二七日。
- (75) 「設立衛生兵隊」『愛國白話報』一九一三年十一月一日。
- 「内廷栽樹」『群強報』一九一五年四月一九日。「古佛陳列」『群強報』一九一四年九月二四日。
- (76) 「總長賞兵」『群強報』一九一四年八月五日。
- (77) 「陳列所の警備強化。十營管理處の治鶴卿統領は、内廷古物陳列所が入場券發賣開始以來、參觀者が日ごとに多くなったため、スリが入場券を持って侵入し參觀者の物を盗むのを恐れ、警衛軍排長福志、國俊等十八員を二班に分けて、毎日陳列所の内外で警戒させ、竊盜が起きないように備えている」〔稽查陳列〕『群強報』一九一四年一〇月二二日。
- (78) 「擬闢商場」『群強報』一九一四年一〇月二二日。「朝房開放」『群強報』一九一四年一〇月二八日。
- (79) 「内廷護軍の差遣隊副目雙安は、武英殿古物陳列所の入場券販賣で不正をしたため、昨日護軍管理處の治都護が調

査し雙女の副目を革職し、戒めとした」(『斥革副目』、『群強報』一九一六年九月四日)。

- (80) 「國務總理段祺瑞爲呈請事」、R. F. ジョンストン著、中山理譯、渡部昇一監修『完譯紫禁城の黄昏』祥傳社、二〇〇五年、一四四～一四五頁。

- (81) 「大總統指令」『政府公報』第二五〇號、一九一六年九月一四日。

- (82) 「熱河避暑山莊宮殿の裝飾品一千五百餘箱は、熱河都統姜桂題が人を派遣して移送させた。護軍管理處の治統領は聯日文華殿で箱を開けて點検している。その中には金銀の供物や祭祀用品四十一箱があった。治統領は、それらは陳列に適していないため、皇室の内務府大臣世續太保に報告し、衛生隊の兵丁を派遣し、先日内務府の倉庫に入れて保存した」(『保存祭品』、『群強報』一九一四年二月二日)。

- (83) 溥儀が側近の胡嗣瑗に宛てた書簡によると、故宮博物院が壽皇殿の歴代皇帝の肖像畫(聖容)を接收しようとしたため、抵抗する清室側と衝突し清室側の人物が負傷して流血したが、故宮博物院側は大人數を引き連れて「極めて野蠻な手段で聖容二十餘件を奪っていった」と述べている。「溥儀就博物院派人接收壽皇殿事要胡嗣瑗登報以求國公判論一件」(民國文件日偽四) 中國社會科學院近代史研究所藏。書かれた年代は不明だが、溥儀は天津にいたため一九二五年以降である。

- (84) 「古物陳列所寶藏樓には高宗(乾隆帝)の御服一箱があり、その中には珠冠、朝帽、金甲、珍珠掛、血戰袍等の物

がある。昨日所長治鶴卿は衛生隊に命じてそれを内務府に運んで保存した」(『保存御服』、『群強報』一九一六年二月一九日)。貴重な品を慎重に保管するためとして清室の内庫に移動させたという報道はほかにもいくつか見られる(『珍重寶刀』、『群強報』一九一七年三月二日)。「收回寶珠」『群強報』一九一七年三月一七日)。

- (85) 「内務總長田文烈呈大總統請派員編輯古物清冊以資保存文」『政府公報』第一四八四號、一九二〇年四月一日。

- (86) 註(3) 前掲吳十洲論文。ただし吳は民國政府が留用した清朝舊臣、清室内務府の人員などと簡単に分類して紹介しているが、その經歷をほとんど明らかにしていない。

- (87) 註(85) に同じ。

- (88) 「派定股長」『群強報』一九一五年三月二日。

- (89) 註(59) に同じ。

- (90) 「清室の紹樾千(紹英)、治鶴卿(治格) 兩都護は、陰曆十五日に内廷傳心殿で管理處の總務科、司法科、古物陳列所の庶務科、陳設科の人員と護軍警察隊總隊官、副隊官、隊長、分隊長等を召集して團拜を行い、共に新年の酒を飲み、一日宴會を樂しんだ」(『堂司團拜』、『群強報』一九一八年二月二十四日)。

- (91) 劉源隆「劉承琮・我所經歷的故宮古文物南遷」、環球網二〇一二年一〇月二日、「藝術中國」掲載(http://art.china.cn/voice/2012-10/12/content_5398250.htm)。劉源隆「劉承琮・我所經歷的古物南遷」『小康』二八期、二〇一七年。

(92) 阿部由美子「張勳復辟と滿蒙王公の反應」『滿族史研究』第六號、二〇〇七年。

(93) 『政府公報』第五三九號、一九一七年七月一七日。

(94) 復辟時の治格について、治格が張勳の定武軍と衝突した、殺害されたなどの噂が報じられていた。〔各處謠言一束〕

『群強報』一九一七年七月九日。『道咸以來朝野雜記』（註

(8) 前掲、九七頁) によると、張勳は治格を嫌っており、傳薪(心)殿にあった護軍管理處を移轉させようとしたが、張勳が交渉中に治格の軍帽を打ち落とし軍服を破いて侮辱したため、これが外部に張勳が抜刀して治格を斬ったと傳

わったという。

(95) 索崇仁(旗人、原名崇林)は共和軍と張勳軍の雙方に協力しない中立の姿勢を示し、禁衛軍と護軍警察隊は紫禁城に籠って清室の防衛に専念したという。〔清廷近狀〕『群強報』一九一七年七月一日。『預防誤會』『群強報』一九一七年七月一六日。

(96) 『政府公報』第五五四號、一九一七年八月一日。

(97) 『政府公報』第一一四四號、一九一九年四月二二日。

(98) 載瀾に一等大綬寶光嘉禾章、毓朗に二等大綬寶光嘉禾章、世續に一等大綬寶光嘉禾章、耆齡に二等寶光嘉禾章。『政府公報』第一二七三號、一九一九年八月二二日。第一二九七號、九月一日。第一三三三號、一〇月二二日。第一三三〇號、一〇月二〇日。

(99) 一九一八年一〇月治格に二等大綬寶光嘉禾章、紹英に二等文虎章。一九一九年一〇月紹英、治格に一等大綬嘉禾章。

『政府公報』第九八七號、一九一八年一〇月二六日。第一三三二號、一九一九年一〇月二二日。

(100) 旗人女性は髪を頭頂部で結い、漢人女性の後頭部で結った。兩把頭は頭頂部で髪を笄(扁方)に巻き附けて兩側に張り出させたものをいう。清末の兩把頭は大型化し、地毛に代わって黒い布制のかつらを用いるようになった。特に大型のものを大拉翅と呼ぶ。姜珊「淺析滿族女子髮式演變」『金田』二〇一三年第三期。

(101) 愛新覺羅溥儀『我的前半生』全本、群眾出版社、二〇〇七年、八〇頁。

(102) 「治格が逮捕されたというのは確かではない。蒙藏院副總裁、清室都護使の治格が逮捕されたという報道が昨日各新聞に掲載されたが、現在調査したところ、副總裁が逮捕されたという事實はない」〔治格被捕不確〕『益世報』一九二〇年八月六日。

(103) 『申報』一九二〇年九月八日。

(104) 『申報』一九二〇年九月六日。『政府公報』第一五六六號、一九二〇年九月二三日。『蒙藏院之兩總裁』『愛國白話報』一九二〇年九月一日。

(105) 報道によると、當初治格の後任に三多(杭州駐防正白旗蒙古旗人)が内定していたが、青海王公の反對のため三多是僑工局長となり、達壽(正紅旗滿洲旗人、清末に資政院副總裁、理藩部大臣を務め、民國では内務部次長一九一六年六月―一九一七年一月。鑲白旗漢軍都統一九一七年一月―一九二〇年九月)が副總裁になったという(『申報』一

九二〇年九月一日)。

- (106) 『盜賣蒙旗已發覺』『愛國白話報』一九二〇年九月一七日。
- (107) 『盜賣蒙旗之黑幕』『愛國白話報』一九二〇年九月二二日。
- (108) 『召見都護副使』『愛國白話報』一九二〇年九月二六日。
- (109) 紹英『紹英日記』國家圖書館出版社、二〇〇九年、第四卷、二〇三頁。

- (110) 『政府公報』第二二〇一號、一九二二年一月六日。
- (111) 『政府公報』第二二二四號、一九二二年五月一二日。第二二二九號、一九二二年五月一七日。第二三九六號、一九二二年一月十五日。第二八八七號一九二四年四月四日。
- (112) 『政府公報』第一五二二號、一九二〇年五月一〇日。第一五九八號、一九二〇年七月二七日。
- (113) 『五堂謝賞』『群強報』一九二一年六月一二日。一九二一年の端午節には軍警關係者として、歩軍統領王懷慶、右翼總兵袁得亮、左翼總兵申振林、警察總監殷鴻壽、護軍管理處都護副使薛之珩の五人が清室に謁見している。
- (114) 『政府公報』第三四〇號、一九一六年二月一四日。
- (115) 『政府公報』第二二九七號、一九一五年二月一七日。第一七九號、一九一六年七月四日。第一〇七五號、一九一一年一月三〇日。第一六六八號、一九二〇年一〇月七日。
- (116) 『政府公報』第六四號、一九二二年七月三日。第二四八七號、一九二三年二月一日。第二八三四號、一九二四年二月一〇日。
- (117) 『古物陳列所二十週年紀念專刊』北平古物陳列所、一九三四年、七六頁。吉開將人氏に資料提供いただいた。ここ

に示して感謝の意を表する。

- (118) 『內廷古物陳列所の楊所長は古物の警備に慎重を期すため、昨日護軍工兵隊から常亮ら四十四名を選抜して古物陳列所に配置換えし、裝飾品を専門に警備させた』(『派兵看管陳設』『愛國白話報』一九二二年二月三日)。
- (119) 『政府公報』第二三三七號、一九二二年一〇月一二日。報道によると、太監四七〇餘人、宮女一〇〇餘人がわずかな一時金を支給されて退去させられた。『益世報』一九二四年一月六日。『順天時報』一九二四年一月一四日。
- (121) 『政府公報』第三〇九七號、一九二四年一月六日。
- (122) 『政府公報』第三〇九七號、一九二四年一月六日。歩軍統領衙門など機關の廢止により大量の失業者を生み、一部は警察廳などに編入されたが、編入されなかった兵士や廢止機關の職員、茶役など、一萬三〇〇〇人もの人々が職を失ったという。『遍滿京華之貧民 忽增一萬三千餘人』『北京日報』一九二四年一月八日。
- (123) 『政府公報』第三二一一號、一九二四年一月二二日。
- (124) 『政府公報』第三三二六號、一九二五年三月二五。
- (125) 金啓琮『金啓琮談北京的滿族』中華書局、二〇〇九年、一五八頁。
- (126) 蕭伯青『旗袍六十年』、北京燕山出版社編『舊京人物與風情』北京燕山出版社、一九九六年、二二三～二二四頁。
- (127) 『某氏對於清室事件之談話』貫徹辛亥革命之精神▲保存國家珍貴之古物』『順天時報』一九二四年一月一日。清室優待條件變更の內情を知る某氏は、自分は排滿思想を持っていると『順天時報』記者に語っている。また、『順

『天時報』は「今回の戦争はもとと奉直對戦だったのに、突然色彩を變えて革命的行爲になった」と評している。「馮氏宜須實行下野 吳氏亦宜倣之」『順天時報』一九二四年一月二十六日社論。

(128) 臨時參政院は國會機能の代行のため段祺瑞が組織したが、五族共和を體現して正統性を確保するために内外蒙古、西藏、滿籍各旗、回部、華僑にも議席が設定された。滿から

は溥倫と寶熙の二人が參政となっている。治格は民族枠ではなく臨時執政派遣という區分で任命されており、段祺瑞との關係の深さが窺える。「臨時參政院條例」『政府公報』第三二四五號、一九二五年四月一四日。「臨時參政院參政最新一覽表」『申報』一九二五年九月八日。

(129) 『政府公報』第四〇〇六號、一九二七年六月一七日。

**AN ASPECT OF THE BEIJING EIGHT BANNERS COMMUNITY
UNDER THE “ARTICLES OF FAVOURABLE TREATMENT OF
THE GREAT QING EMPEROR AFTER HIS ABDICATION” DURING
THE BEIYANG GOVERNMENT RULE OF THE REPUBLIC OF CHINA,
AS SEEN THROUGH THE CAREER OF ZHIGE, UNDERSECRETARY
OF THE GUARD ADMINISTRATION OFFICE
FOR THE QING IMPERIAL COURT AND DIRECTOR OF
THE ANTIQUE EXHIBITION MUSEUM**

ABE Yumiko

This paper describes aspects of the Beijing Eight Banners community and the relationship between the Beiyang government of the Republic of China and the Qing Imperial Household through an examination of the career of Zhige, a Mongol Eight Banners bureaucrat during the late Qing Dynasty and Beiyang government period. Zhige was an elite bannerman who studied at Jingshi Tongwen Guan 京師同文館, a foreign language school in Beijing, and also studied abroad in Germany. He was responsible for urban administration of the Beijing police in Guangxu during the New Policies period and held an important post with the Beijing police until 1913, the second year of the Republic of China. After the Xinhai Revolution, President Yuan Shikai ordered Zhige to reform the Qianfeng Hujun 前鋒護軍, the army in charge of the security of the Qing Imperial Court, in order to carry out the “Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication.” In February 1915, when the reforms were completed, Yuan Shikai appointed Zhige undersecretary of the Hujun Guanlichu 護軍管理處, the Guard Administration Office of the Qing Imperial Court, and appointed Shaoying, who was a Minister of Qing Imperial Household Department, to be the secretary. The Guard Administration Office of the Qing Imperial Court was an agency of the Beiyang government established in accordance with the “Bylaws for Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication,” which had been enacted in January 1915. The secretary of the Guard Administration Office, who was responsible for the security of the Qing Imperial Court, was given judicial power in the Forbidden City, and maintained order within the Forbidden City. Although the “Bylaws for Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication” at first glance seems to have strengthened Beiyang government control of the Qing Imperial Household, in fact the Guard

Administration Office was given great authority, and Minister of the Qing Imperial Household Department Shaoying was appointed secretary of the Guard Administration Office. The bylaws were structured to allow members of the Qing Imperial Household some autonomy in managing themselves. In addition, Zhige became the first director of the Antique Exhibition Museum, the first full-scale museum in China, which opened Qing Imperial cultural properties to the public. Due to Zhige's hard work, the Antique Exhibition Museum opened in October 1914. At the Antique Exhibition Museum, the bannermen of the Hujun guard police corps were responsible for the museum's security and ticket sales etc. Zhige tried to secure employment for poverty-stricken bannermen. Politically, Zhige belonged to the Anhui clique, and from August 1917 he served as undersecretary of the Mongolian and Tibetan Affairs Agency and wielded great authority. But when the Anhui clique was defeated in the Zhili-Anhui War in 1920, he also fell from power and resigned from three positions: undersecretary of the Guard Administration Office; director of the Antique Exhibition Museum; and undersecretary of the Mongolian and Tibetan Affairs Agency. In November 1924, when Feng Yuxiang revised the "Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication" and took Puyi away from the Forbidden City, the Guard Administration Office was dissolved, and the bannermen of the Hujun Guard police corps lost their jobs and were forced to leave the Forbidden City with Puyi.

AN ANALYSIS OF THE MAY THIRTY MOVEMENT IN TIANJIN IN 1925 : FROM THE VIEWPOINT OF INTERNATIONAL POLITICS AND ECONOMY

ETO Anna

The purpose of this article is to analyze why the May Thirty Movement in the 1920s stagnated in North China, the main cause of which is generally attributed to either oppression by the military clique or the "backwardness" of society in North China. Instead of such simple interpretations, I have tried to depict a more specific regional context focusing on the case of Tianjin, which was related to international political and economic factors.

After overviewing the mobilization process by the Chinese Communist Party (CCP) and Kuomintang (KMT) of the people of Tianjin, I point out firstly that the conflict between the Fengtaintan clique and USSR for the Zhongdong Railway also had